

1 全体的事項

- (1) 事業計画地は、都市近郊の里地における田園生態系を有していると予想されることから、このような地域特性を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 方法書に記載されている事業計画は、土地利用計画や工事計画などが具体的に記載されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な記述を行うこと。また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性について検討すること。
- (3) 当該事業では、主に流通業務及び沿道業務系の土地利用が計画されているが、その事業活動が環境に与える負荷を考慮し、環境影響評価項目の再検討を行い、必要に応じ立地する業種の推定等により、調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(大気環境)

- (1) 騒音及び振動については、既存宅地や住居系の土地利用箇所等について、高さ方向も含めて面的な予測及び評価を行うこと。

(動物、植物、生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系については、既存の調査報告書などより多くの文献等を参照して、当該計画地及びその周辺の地域特性を把握し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 行動圏の広い動物が確認された場合は、必要に応じて調査範囲の拡大等を行うこと。また、岩ノ川周辺の動物相及び当該計画地内水路の名取川流入地点周辺の水生動物の把握についても、適切な調査を実施すること。
- (3) 植物相及び植生に関する調査については、現地の状況に応じて調査地点や調査頻度を適切に設定すること。特に、名取川及び名取川に流入する水路等の水系沿いに配慮すること。
- (4) 生態系については、地形・地質、土壌、水象などの基盤環境、当該地域に生息、生育する種や群集の生態、及びそれらの相互関係について、生態系の類型化及び類型区分毎の構造や食物連鎖等の概念を用いて詳細に整理するとともに、幅広い観点から注目種・群集を選定し、選定の理由や経緯等を明らかにすること。

(景観)

- (1) 景観の予測については、工事完了後に加え、立地する施設等を想定するなどして、供用後の適切な時期においても予測及び評価を行うこと。